

2022年5月13日

各 位

香川県高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠 嗣
(コード番号 8928 東証スタンダード)
問い合わせ先 専務取締役 富岡 徹也
管理本部長
電話番号 087 (822) 3567

2022年6月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る 承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月期第3四半期報告書の提出に関し、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日同申請書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第59期（2022年6月期）第3四半期報告書（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

2. 延長前の提出期限

2022年5月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年5月30日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社である、あなぶきホームライフ株式会社（本社所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷4-19-12、代表取締役社長：柴田登、資本金：100百万円、企業結合日：2020年12月22日、決算日：3月31日、以下「あなぶきホームライフ」という。）において、同社の2022年3月期（当社における2022年6月期第3四半期）の決算作業を行う中で、親会社である当社に支払う予定の配当金に対する税金の取扱いについて、2022年4月20日に、あなぶきホームライフの顧問税理士に相談し、当該顧問税理士が検討を行ったところ、これまで、あなぶきホームライフは留保金課税の対象会社では無いと誤認しており、実際は留保金課税の対象会社であることを認識いたしました。誤認の原因は、新たに選任した当該顧問税理士における確認不足によるものであり、さらに当社においても当該事案に対するチェック体制が欠如しておりました。

これにより、あなぶきホームライフの2021年3月期の法人税の計算において、当社の子会社となった際に前株主があなぶきホームライフに対して行った貸付債権の放棄に伴う免除益に対する留保金課税額の計上漏れを認識し、あなぶきホームライフが同税理士よりその報告を受けました。（現時点での判明額：626,261千円）

上記の計上漏れを受け、本来計上すべきであった法人税等の再計算を行い、その計算結果をもとに、あなぶきホームライフの決算情報を過去に亘って修正の上、連結財務諸表に反映させ、2021年6月期から2022年6月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書、並びに当四半期報告書を作成いたします。

なお、今回の法人税の計算に訂正が必要となったのは、あなぶきホームライフにおける留保金課税の計上漏れによるものであります。その原因が明らかであるため、内部調査委員会などは設置いたしません。

上記のあなぶきホームライフの留保金課税の計算においては、当社の顧問税理士による再検討は2022年5月12日に終了しておりますが、その他の連結子会社においても同様の計算誤りがないかどうかの当社による再確認に2日間、会計監査人における税務の専門家による検討に3日間程度必要となります。さらに、決算内容の訂正と一部並行して作業を進めるものの、内部統制の不備が発生した原因の特定と改善策の検討が必要なため、5月16日以降2週間程度要する見通しです。なお、内部統制の不備の検討に時間を要するのは、全社的統制、決算財務報告プロセスのどこに根本原因があるのかの調査、それに対する改善策の検討によるものです。

主な作業内容としては、前述のその他の連結子会社での再確認、当社による計算が適切かどうか会計監査人による税務の専門家による税金計算の検討後、2021年6月期有価証券報告書、2022年6月期第1四半期報告書及び第2四半期報告書の訂正報告書の作成に3日間、各報告書に対する会計監査人の監査、レビューに5日間（あなぶきホームライフの2021年3月期、2022年6月期第1・第2四半期決算書の修正確認に1日間、各期の連結精算表の修正確認に1日、有価証券報告書・四半期報告書の修正確認に3日）、当社による修正及び会計監査人の確認に1日、並びに、当社による内部統制の不備の特定、改善策の検討（計上漏れの直接の原因だけでなく、その後に発覚出来なかったことを含めます）及び会計監査人との協議に2日間、訂正内部統制報告書の作成に2日間、訂正内部統制報告書における当社による内部統制の不備（全社的統制、決算財務報告プロセス）の評価と記載内容に係る会計監査人による検討に3日間程度の日数を要することが見込まれます。

このような状況に鑑み、本来の提出期限である2022年5月16日までに、当四半期報告書及び訂正が必要となる有価証券報告書等の訂正報告書について監査法人による監査を完了させることが困難であることから、当四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定いたしました。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合、その提出期限である2022年5月30日までは、2022年6月期第3四半期報告書の提出・開示を完了する予定であります。

以 上